

日弁連法1第74号
2018年(平成30年)5月22日

司法研修所長 永野厚郎 殿

日本弁護士連合会
事務総長 茂田

司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報セキュリティ
に関するルールの改正について(通知)

日頃より、当連合会の活動に御理解をいただき、誠にありがとうございます。
近時の情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑み、当連合会では、司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報に関し、必要な情報セキュリティを確保するための対策として、2016年(平成28年)8月8日付けて「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」を策定しました。

昨年11月、「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報のセキュリティ対策について」が改正されたため、今回、「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール」も同様の改正を行いましたので、通知いたします。

添付資料

別添1 司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール



司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報のセキュリティに関するルール

近時、情報化社会の進展に伴う情報セキュリティを巡る諸情勢や個人情報保護に係る厳しい社会的要請に鑑みると、司法修習生が取り扱う弁護修習に関する情報についてセキュリティ対策を講じる必要がある。殊に、弁護修習中、司法修習生は個別指導担当弁護士などが取り扱う生の事件に関する情報に接することとなるが、このような情報が流出・漏洩した場合には、事件の当事者等の関係者に取り返しのつかない損害を与えることとなることはもちろん、当該司法修習生や個別指導担当弁護士にとどまらず、弁護士会や司法研修所の責任が問われることとなり、ひいては、司法に対する国民の信頼も損なわれることとなりかねない。そこで、司法修習生が弁護修習中に取り扱う情報、特に生の事件に関する情報について、その流出・漏洩を防止するとともに、将来法曹となる司法修習生に情報セキュリティの重要性に関する自覚を促すため、以下のとおりルールを定めるものとする。































